

<h1>高知県公報</h1>	発行
	高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日
	毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次	
告示	ページ
○内水面漁場計画の定め	(漁業管理課) 1
○遊漁規則の一部変更の認可	(") 7

告 示	

高知県告示第312号

漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定により内水面漁場計画を定めたので、同条第2項において読み替えて準用する同法第64条第6項の規定により当該内水面漁場計画の内容、内水面漁場管理委員会の意見の概要及び当該意見の処理の結果等について次のとおり告示する。

令和5年5月31日

高知県知事 濱田 省司

第1 内水面漁場計画の内容

◎共同漁業権

1 公示番号 内共第101号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 新荘川

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 須崎市西町一丁目2番1号鐘撞き堂(旧国旗掲揚塔)

ア 甲から磁針方位212度の線と左岸との交点

イ 甲から磁針方位212度の線と右岸との交点

アとイとを結ぶ直線から上流の須崎市下分甲国道新荘川橋までの新荘川本・支流

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類	漁業の時期
-------	-------

第一種共同漁業 す 10月1日から翌年4月30日まで

じあおりの漁業

(3) 関係地区

須崎市

(4) 条件

なし

2 公示番号 内共第102号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 四万十川

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 四万十市初崎立岩漁場基点

基点乙 四万十市下田四万十川河口左岸国土交通省

0メートル距離標

基点丙 四万十市山路四万十川右岸国土交通省

5,800メートル距離標

基点丁 四万十市井沢四万十川左岸井沢大岩

基点戊 四万十市竹島川と鍋島川との合流点の漁場

基点

ア 戊から磁針方位260度の線と最大高潮時の海岸線との交点

イ 戊から磁針方位80度の線と最大高潮時の海岸線との交点

甲と乙とを結ぶ直線から上流の丙と丁とを結ぶ直線までの四万十川本流及びアとイとを結ぶ直線から下流の支流竹島川

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類	漁業の時期
-------	-------

第一種共同漁業 す 10月1日から翌年5月31日まで
じあおりの漁業

第一種共同漁業 ひ 10月1日から翌年5月31日まで
とえぐさ漁業

(3) 関係地区

四万十市のうち水戸、串江、下田、鍋島、竹島、井沢、山路、実崎、間崎、初崎、坂本、深木、津蔵渚及び名鹿

(4) 条件

なし

3 公示番号 内共第103号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 四万十川

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 四万十市山路四万十川右岸国土交通省
5,800メートル距離標

基点乙 四万十市井沢四万十川左岸井沢大岩

基点丙 四万十市坂本四万十川右岸国土交通省
7,200メートル距離標

基点丁 四万十市不破四万十川左岸国土交通省
7,200メートル距離標

甲と乙とを結ぶ直線から上流の丙と丁とを結ぶ直線までの四万十川本流及び国道中村大橋から下流の支流後川

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類	漁業の時期
-------	-------

第一種共同漁業 す 10月1日から翌年5月31日まで
じあおりの漁業

(3) 関係地区

四万十市のうち中村、不破、角崎、具同、坂本、山路、右山、古津賀、佐田及び三里

(4) 条件

なし

4 公示番号 内共第501号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 野根川

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 安芸郡東洋町野根字浦漠丙1,619番地先野根海岸防潮堤南西端漁場基点

基点乙 安芸郡東洋町野根字番家谷甲1,237番地先野根漁港新防潮堤北端漁場基点

甲と乙とを結ぶ直線から上流の高知県と徳島県との県境までの野根川本・支流

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類	漁業の時期
-------	-------

第五種共同漁業 あ 6月1日から12月31日まで
ゆ漁業

第五種共同漁業 う 4月1日から9月30日まで
なぎ漁業

第五種共同漁業 あ 3月1日から9月30日まで
まご漁業

第五種共同漁業 も 8月1日から11月30日まで
くずがに漁業

(3) 関係地区

安芸郡東洋町のうち野根

(4) 条件

(2)に規定する漁業の種類にあつては、火光その他の照明を利用する網(網口の周囲が1メートル以下のすくい網を除く。以下同じ。)、まき網、地びき網、張網、瀬張網、建網、まき刺網、上り落しうえ、う飼漁法及びしめなわ漁法による採捕は、行うことができない。

5 公示番号 内共第502号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 西の川

イ 漁場の区域

室戸市吉良川町国道吉良川大橋から上流の西の川本・支流

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類	漁業の時期
-------	-------

第五種共同漁業 あ 6月1日から12月31日まで

ゆ漁業
 第五種共同漁業 う 4月1日から9月30日まで
 なぎ漁業
 第五種共同漁業 あ 3月1日から9月30日まで
 まご漁業
 第五種共同漁業 も 8月1日から11月30日まで
 くずがに漁業

(3) 関係地区
 室戸市のうち吉良川町

(4) 条件
 (2)に規定する漁業の種類にあつては、火光その他の照明を利用する網、まき網、地びき網、張網、瀬張網、建網、まき刺網、上り落しうえ、う飼漁法及びしめなわ漁法による採捕は、行うことができない。

6 公示番号 内共第503号

(1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 羽根川
 イ 漁場の区域 室戸市羽根町国道羽根川橋から上流の羽根川本・支流

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類	漁業の時期
第五種共同漁業 あ	6月1日から12月31日まで
ゆ漁業	
第五種共同漁業 う	4月1日から9月30日まで
なぎ漁業	
第五種共同漁業 あ	3月1日から9月30日まで
まご漁業	

(3) 関係地区
 室戸市のうち羽根町

(4) 条件
 (2)に規定する漁業の種類にあつては、火光その他の照明を利用する網、まき網、地びき網、張網、瀬張網、建網、まき刺網、上り落しうえ、う飼漁法及びしめなわ漁法による採捕は、行うことができない。

7 公示番号 内共第504号

(1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 奈半利川
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 安芸郡奈半利町奈半利川河口左岸防潮堤南西端漁場基点
 基点乙 安芸郡田野町奈半利川河口右岸導流堤漁場基点
 甲と乙とを結ぶ直線から上流の安芸郡北川村久木魚梁瀬発電用えん堤までの奈半利川本・支流

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類	漁業の時期
第五種共同漁業 あ	6月1日から12月31日まで
ゆ漁業	
第五種共同漁業 う	4月1日から9月30日まで
なぎ漁業	
第五種共同漁業 あ	1月1日から12月31日まで
まご漁業	
第五種共同漁業 も	8月1日から11月30日まで
くずがに漁業	

(3) 関係地区
 安芸郡奈半利町
 安芸郡田野町
 安芸郡北川村

(4) 条件
 (2)に規定する漁業の種類にあつては、火光その他の照明を利用する網、まき網、地びき網、張網、瀬張網、建網、まき刺網、上り落しうえ、う飼漁法及びしめなわ漁法による採捕は、行うことができない。ただし、あゆ漁業にあつては、う飼漁法による採捕は3件以内、火光その他の照明を利用する網による採捕は24件以内、建網による採捕は38件以内、瀬張網による採捕は4件以内の範囲で行うことができる。

8 公示番号 内共第505号

(1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 奈半利川
 イ 漁場の区域 安芸郡北川村久木魚梁瀬発電用えん堤から上流の奈半利川本・支流

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類	漁業の時期
第五種共同漁業 あ	7月1日から12月31日まで
ゆ漁業	
第五種共同漁業 う	4月1日から9月30日まで
なぎ漁業	
第五種共同漁業 あ	3月1日から9月30日まで
まご漁業	

(3) 関係地区
 安芸郡馬路村のうち魚梁瀬

(4) 条件
 (2)に規定する漁業の種類にあつては、火光その他の照明を利用する網、まき網、地びき網、張網、瀬張網、建網、まき刺網、上り落しうえ、う飼漁法及びしめなわ漁法による採捕は、行うことができない。

9 公示番号 内共第506号

(1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 安田川
 イ 漁場の区域 安芸郡安田町国道安田川大橋から上流の安田川本・支流

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類	漁業の時期
第五種共同漁業 あ	6月1日から12月31日まで
ゆ漁業	
第五種共同漁業 う	4月1日から9月30日まで
なぎ漁業	
第五種共同漁業 あ	3月1日から9月30日まで
まご漁業	
第五種共同漁業 も	8月1日から11月30日まで
くずがに漁業	

(3) 関係地区
 安芸郡安田町
 安芸郡馬路村(魚梁瀬を除く。)

(4) 条件
 (2)に規定する漁業の種類にあつては、火光その他の照明を利用する網、まき網、地びき網、張網、瀬張網、建網、まき刺網、上り落しうえ、う飼漁法及びしめなわ漁法による採捕は、行うことができない。ただし、あゆ漁業にあつては、う飼漁法による採捕は2件以内、火光その他の照明を利用する網による採捕は5件以内、瀬張網による採捕は3件以内の範囲で行うことができる。

10 公示番号 内共第507号

(1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 伊尾木川及び安芸川
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 安芸市伊尾木伊尾木川河口左岸導流堤漁場基点
 基点乙 安芸市東浜安芸川河口右岸導流堤漁場基点
 ア 甲から磁針方位200度の線と最大高潮時の海岸線との交点
 イ 伊尾木川河口左岸と最大高潮時の海岸線との接点
 ウ 伊尾木川河口右岸と最大高潮時の海岸線との接点
 エ 安芸川河口左岸と最大高潮時の海岸線との接点
 オ 安芸川河口右岸と最大高潮時の海岸線との接点
 カ 乙から磁針方位200度の線と最大高潮時の

海岸線との交点
甲ア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカ乙を結ぶ
7直線から上流の伊尾木川及び安芸川本・支流

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類	漁業の時期
第五種共同漁業 ゆ漁業	あ 6月1日から12月31日まで
第五種共同漁業 なぎ漁業	う 4月1日から9月30日まで
第五種共同漁業 い漁業	こ 1月1日から12月31日まで
第五種共同漁業 まご漁業	あ 3月1日から9月30日まで
第五種共同漁業 くずがに漁業	も 8月1日から11月30日まで

(3) 関係地区
安芸市(赤野を除く。)

(4) 条件
(2)に規定する漁業の種類にあつては、火光その他の照明を利用する網、まき網、地びき網、張網、瀬張網、建網、まき刺網、上り落しうえ、う飼漁法及びしめなわ漁法による採捕は、行うことができない。

11 公示番号 内共第508号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置	イ 漁場の区域
赤野川	
点の位置	
基点甲	安芸市赤野赤野川河口左岸赤岩漁場基点
ア	甲から磁針方位288度25分の線と右岸との交点
甲とアとを結ぶ直線から上流の赤野川本・支流	

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類	漁業の時期
第五種共同漁業 ゆ漁業	あ 6月1日から12月31日まで
第五種共同漁業 なぎ漁業	う 4月1日から9月30日まで
第五種共同漁業 い漁業	こ 1月1日から12月31日まで
第五種共同漁業 まご漁業	あ 3月1日から9月30日まで
第五種共同漁業 くずがに漁業	も 8月1日から11月30日まで

(3) 関係地区
安芸市のうち赤野

香南市のうち夜須町羽尾
安芸郡芸西村

(4) 条件
(2)に規定する漁業の種類にあつては、火光その他の照明を利用する網、まき網、地びき網、張網、瀬張網、建網、まき刺網、上り落しうえ、う飼漁法及びしめなわ漁法による採捕は、行うことができない。

12 公示番号 内共第509号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置	イ 漁場の区域
物部川	
点の位置	
基点甲	香南市吉川町物部川河口左岸防潮堤漁場基点
基点乙	南国市久枝物部川河口右岸防潮堤漁場基点
ア	甲から磁針方位180度の線と最大高潮時の海岸線との交点
イ	物部川河口左岸と最大高潮時の海岸線との接点
ウ	物部川河口右岸と最大高潮時の海岸線との接点
エ	乙から磁針方位180度の線と最大高潮時の海岸線との交点
甲ア、アイ、イウ、ウエ及びエ乙を結ぶ5直線から上流の物部川本・支流	

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類	漁業の時期
第五種共同漁業 ゆ漁業	あ 5月15日から12月31日まで
第五種共同漁業 なぎ漁業	う 4月1日から9月30日まで
第五種共同漁業 い漁業	こ 1月1日から12月31日まで
第五種共同漁業 まご漁業	あ 1月1日から12月31日まで
第五種共同漁業 くずがに漁業	も 8月1日から11月30日まで

(3) 関係地区
南国市
香南市のうち香我美町、野市町及び吉川町
香美市のうち香北町、土佐山田町及び物部町

(4) 条件
(2)に規定する漁業の種類にあつては、火光その他の照明を利用する網、まき網、地びき網、張網、瀬張網、建網、まき刺網、上り落しうえ、う飼漁法及びしめなわ漁法

による採捕は、行うことができない。ただし、あゆ漁業にあつては、建網による採捕は、50件以内の範囲で行うことができる。

13 公示番号 内共第510号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置	イ 漁場の区域
吉野川	
吉野川中高知県と徳島県との県境から上流の吾川郡いの町高敷発電用えん堤までの本・支流	

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類	漁業の時期
第五種共同漁業 ゆ漁業	あ 6月1日から12月31日まで
第五種共同漁業 なぎ漁業	う 4月1日から9月30日まで
第五種共同漁業 い漁業	こ 1月1日から12月31日まで
第五種共同漁業 まご漁業	あ 1月1日から12月31日まで
第五種共同漁業 くずがに漁業	も 8月1日から11月30日まで

(3) 関係地区
南国市のうち黒滝、桑ノ川、大改野及び中ノ川
香美市のうち土佐山田町(繁藤、西又、北滝本、榎谷及び上穴内に限る。)

長岡郡本山町
長岡郡大豊町
土佐郡土佐町
土佐郡大川村
吾川郡いの町のうち高敷

(4) 条件
(2)に規定する漁業の種類にあつては、火光その他の照明を利用する網、まき網、地びき網、張網、瀬張網、建網、まき刺網、上り落しうえ、う飼漁法及びしめなわ漁法による採捕は、行うことができない。ただし、あゆ漁業にあつては、火光その他の照明を利用する網による採捕は40件以内、建網による採捕は65件以内、瀬張網による採捕は23件以内の範囲で行うことができる。

14 公示番号 内共第511号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置	イ 漁場の区域
吉野川	
吾川郡いの町高敷発電用えん堤から上流の吉野川本・支流	

(2) 漁業の種類及び時期

<p>漁業の種類 漁業の時期 第五種共同漁業 あ 7月1日から12月31日まで ゆ漁業 第五種共同漁業 こ 1月1日から12月31日まで い漁業 第五種共同漁業 あ 1月1日から12月31日まで まご漁業</p> <p>(3) 関係地区 吾川郡いの町のうち足谷、越裏門、大森、葛原、桑瀬、高藪、寺川、戸中、長沢、中野川及び脇ノ山</p> <p>(4) 条件 (2)に規定する漁業の種類にあっては、火光その他の照明を利用する網、まき網、地びき網、張網、瀬張網、建網、まき刺網、上り落しうえ、う飼漁法及びしめなわ漁法による採捕は、行うことができない。ただし、あゆ漁業及びあまご漁業にあっては、建網による採捕は、1件以内の範囲で行うことができる。</p> <p>15 公示番号 内共第512号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域 ア 漁場の位置 鏡川 イ 漁場の区域 高知市九反田雑喉場橋から上流の鏡川本・支流</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期 漁業の種類 漁業の時期 第五種共同漁業 あ 6月1日から12月31日まで ゆ漁業 第五種共同漁業 う 4月1日から9月30日まで なぎ漁業 第五種共同漁業 あ 3月1日から9月30日まで まご漁業 第五種共同漁業 も 8月1日から11月30日まで くずがに漁業</p> <p>(3) 関係地区 高知市(布師田、一宮、介良、三里、長浜及び大津を除く。)</p> <p>(4) 条件 (2)に規定する漁業の種類にあっては、火光その他の照明を利用する網、まき網、地びき網、張網、瀬張網、建網、まき刺網、上り落しうえ、う飼漁法及びしめなわ漁法による採捕は、行うことができない。ただし、あゆ漁業にあっては、建網による採捕は20件以内、しめなわ漁法による採捕は20件以内の範囲で行うことができる。</p> <p>16 公示番号 内共第513号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域 ア 漁場の位置 仁淀川</p>	<p>イ 漁場の区域 点の位置 基点甲 高知市春野町仁ノ仁淀川河口左岸導流堤の場所打コンクリート堤突端漁場基点 基点乙 土佐市新居仁淀川河口右岸排水用水門漁場基点 ア 甲から磁針方位165度の線と最大高潮時の海岸線との交点 イ 乙から磁針方位165度の線と最大高潮時の海岸線との交点 アとイとを結ぶ直線から上流の高知県と愛媛県との県境までの仁淀川本・支流(高知市春野町仁ノ仁淀川左岸導流堤以東の仁淀川に接続した内水面を含む。)</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期 漁業の種類 漁業の時期 第五種共同漁業 あ 5月15日から翌年1月31日まで ゆ漁業 第五種共同漁業 う 4月1日から9月30日まで なぎ漁業 第五種共同漁業 こ 1月1日から12月31日まで い漁業 第五種共同漁業 あ 1月1日から12月31日まで まご漁業 第五種共同漁業 も 8月1日から11月30日まで くずがに漁業</p> <p>(3) 関係地区 高知市のうち春野町土佐市吾川郡いの町(旧本川村の区域を除く。) 吾川郡仁淀川町 高岡郡佐川町 高岡郡越知町 高岡郡日高村</p> <p>(4) 条件 (2)に規定する漁業の種類にあっては、火光その他の照明を利用する網、まき網、地びき網、張網、瀬張網、建網、まき刺網、上り落しうえ、う飼漁法及びしめなわ漁法による採捕は、行うことができない。ただし、あゆ漁業にあっては、う飼漁法による採捕は6件以内、火光その他の照明を利用する網による採捕は100件以内、瀬張網による採捕は14件以内、まき網による採捕は3件以内(高岡郡越知町野老山発電用えん堤から下流を操業区域とするものとする。)の範囲で行うことができる。</p> <p>17 公示番号 内共第514号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域</p>	<p>ア 漁場の位置 新荘川 イ 漁場の区域 点の位置 基点甲 須崎市西町一丁目2番1号鐘撞き堂(旧国旗掲揚塔) ア 甲から磁針方位212度の線と左岸との交点 イ 甲から磁針方位212度の線と右岸との交点 アとイとを結ぶ直線から上流の新荘川本・支流</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期 漁業の種類 漁業の時期 第五種共同漁業 あ 5月15日から12月31日まで ゆ漁業 第五種共同漁業 う 4月1日から9月30日まで なぎ漁業 第五種共同漁業 こ 1月1日から12月31日まで い漁業 第五種共同漁業 も 8月1日から11月30日まで くずがに漁業</p> <p>(3) 関係地区 須崎市 高岡郡津野町(平成17年2月1日の合併前の東津野村(以下「旧東津野村」という。)の区域を除く。)</p> <p>(4) 条件 (2)に規定する漁業の種類にあっては、火光その他の照明を利用する網、まき網、地びき網、張網、瀬張網、建網、まき刺網、上り落しうえ、う飼漁法及びしめなわ漁法による採捕は、行うことができない。</p> <p>18 公示番号 内共第515号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域 ア 漁場の位置 四万十川 イ 漁場の区域 高岡郡四万十町家地川発電用えん堤から上流の四万十川本・支流</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期 漁業の種類 漁業の時期 第五種共同漁業 あ 5月15日から12月31日まで ゆ漁業 第五種共同漁業 う 4月1日から9月30日まで なぎ漁業 第五種共同漁業 あ 3月1日から9月30日まで まご漁業</p> <p>(3) 関係地区 高岡郡中土佐町(平成18年1月1日の合併前の中土佐町の区域を除く。) 高岡郡津野町(旧東津野村の区域(船戸、西倉川、桑ヶ</p>
---	---	--

市及び岩土に限る。)に限る。)

高岡郡四万十町(平成18年3月20日の合併前の窪川町(以下「旧窪川町」という。)の区域(興津及び志和に限る。)、同日の合併前の大正町の区域及び同日の合併前の十和村の区域を除く。)

(4) 条件

(2)に規定する漁業の種類にあつては、火光その他の照明を利用する網、まき網、地びき網、張網、瀬張網、建網、まき刺網、上り落しうえ、う飼漁法及びしめなわ漁法による採捕は、行うことができない。ただし、あゆ漁業にあつては、火光その他の照明を利用する建網による採捕は58件以内、瀬張網による採捕は10件以内の範囲で行うことができる。

19 公示番号 内共第516号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 四万十川

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 四万十市初崎立岩漁場基点

基点乙 四万十市下田四万十川河口左岸国土交通省0メートル距離標

甲と乙とを結ぶ直線から上流の高岡郡四万十町下道発電用えん堤、高岡郡四万十町家地川発電用えん堤及び高知県と愛媛県との県境までの四万十川本・支流

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期

第五種共同漁業 あ 6月1日から翌年1月31日まで
ゆ漁業

第五種共同漁業 う 4月1日から9月30日まで
なぎ漁業

第五種共同漁業 こ 1月1日から12月31日まで
い漁業

第五種共同漁業 あ 3月1日から9月30日まで
まご漁業

第五種共同漁業 も 8月1日から11月30日まで
くずがに漁業

(3) 関係地区

宿毛市のうち山奈及び平田

四万十市

高岡郡四万十町(旧窪川町の区域を除く。)

(4) 条件

(2)に規定する漁業の種類にあつては、火光その他の照明を利用する網、まき網、地びき網、張網、瀬張網、建網、まき刺網、上り落しうえ、う飼漁法及びしめなわ漁法による採捕は、行うことができない。ただし、あゆ漁業に

あつては火光その他の照明を利用する建網による採捕は435件以内、地びき網による採捕は6件以内、まき刺網による採捕は3件以内、しめなわ漁法による採捕は45件以内の範囲で、こい漁業にあつては建網による採捕は50件以内、まき刺網による採捕は10件以内の範囲で行うことができる。

20 公示番号 内共第517号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 松田川

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 宿毛市坂ノ下松田川河口左岸下り松鼻漁場
基点

ア 甲から磁針方位359度の線と右岸との交点

甲とアとを結ぶ直線から上流の高知県と愛媛県との県境までの松田川本・支流

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期

第五種共同漁業 あ 6月1日から12月31日まで
ゆ漁業

第五種共同漁業 う 4月1日から9月30日まで
なぎ漁業

第五種共同漁業 こ 1月1日から12月31日まで
い漁業

第五種共同漁業 あ 3月1日から9月30日まで
まご漁業

第五種共同漁業 も 8月1日から11月30日まで
くずがに漁業

(3) 関係地区

宿毛市のうち宿毛、新田、坂ノ下、和田、二ノ宮、中角、小川、山北及び橋上町

(4) 条件

(2)に規定する漁業の種類にあつては、火光その他の照明を利用する網、まき網、地びき網、張網、瀬張網、建網、まき刺網、上り落しうえ、う飼漁法及びしめなわ漁法による採捕は、行うことができない。ただし、あゆ漁業にあつては火光その他の照明を利用する建網による採捕は42件以内の範囲で、こい漁業にあつては建網による採捕は3件以内の範囲で行うことができる。

◎区画漁業権

1 公示番号 内区第101号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 四万十市間崎間崎島東側地先

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 四万十市間崎四万十川右岸国土交通省1,400メートル距離標

基点乙 四万十市間崎四万十川右岸国土交通省1,600メートル距離標

ア 甲から乙を見通した線から右に145度40分の線上甲から172メートルの点

イ 甲から乙を見通した線から右に161度10分の線上甲から153メートルの点

ウ 乙から甲を見通した線から左に171度10分の線上乙から177メートルの点

エ 乙から甲を見通した線から左に150度50分の線上乙から201メートルの点

オ 甲から乙を見通した線から右に96度50分の線上甲から110メートルの点

アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアを結ぶ5直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期

第一種区画漁業 藻 10月1日から翌年5月31日まで
類養殖業

(3) 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権

(4) 関係地区

四万十市のうち間崎及び津蔵渚

(5) 条件

なし

2 公示番号 内区第102号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 四万十市下田大島南側地先

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 四万十市初崎四万十川右岸国土交通省1,000メートル距離標

基点乙 四万十市間崎四万十川右岸国土交通省1,400メートル距離標

ア 甲から乙を見通した線から左に1度20分の線上甲から286メートルの点

イ 甲から乙を見通した線から左に22度30分の線上甲から300メートルの点

ウ 甲から乙を見通した線から左に38度30分の線上甲から225メートルの点

エ 甲から乙を見通した線から左に30度の線上甲から110メートルの点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域

<p>(2) 漁業の種類及び時期 漁業の種類 漁業の時期 第一種区画漁業 藻 10月1日から翌年5月31日まで 類養殖業</p> <p>(3) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権</p> <p>(4) 関係地区 四万十市のうち水戸、下田、鍋島及び竹島</p> <p>(5) 条件 なし</p> <p>3 公示番号 内区第103号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域 ア 漁場の位置 四万十市下田大島南側地先 イ 漁場の区域 点の位置 基点甲 四万十市初崎 四万十川右岸国土交通省 1,000メートル距離標 基点乙 四万十市間崎 四万十川右岸国土交通省 1,400メートル距離標 ア 甲から乙を見通した線から右に110度50分 の線上甲から241メートルの点 イ 甲から乙を見通した線から右に74度20分 の線上甲から196メートルの点 ウ 甲から乙を見通した線から右に65度30分 の線上甲から375メートルの点 エ 甲から乙を見通した線から右に70度10分 の線上甲から381メートルの点 オ 甲から乙を見通した線から右に86度20分 の線上甲から241メートルの点 カ 甲から乙を見通した線から右に97度10分 の線上甲から261メートルの点 アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアを結ぶ6直線 により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期 漁業の種類 漁業の時期 第一種区画漁業 藻 10月1日から翌年5月31日まで 類養殖業</p> <p>(3) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権</p> <p>(4) 関係地区 四万十市のうち水戸、下田、鍋島及び竹島</p> <p>(5) 条件 なし</p> <p>4 公示番号 内区第104号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域</p>	<p>ア 漁場の位置 四万十市下田四万十川左岸導流堤東側地 先</p> <p>イ 漁場の区域 点の位置 基点甲 四万十市下田導流堤四万十川左岸国土交通 省400メートル距離標 基点乙 四万十市下田導流堤四万十川左岸国土交通 省1,200メートル距離標 基点丙 四万十市下田導流堤四万十川左岸国土交通 省2,000メートル距離標 ア 甲から乙を見通した線から右に155度20分 の線上甲から182メートルの点 イ 甲から乙を見通した線から右に150度30分 の線上甲から83メートルの点 ウ 甲から乙を見通した線から右に11度40分 の線上甲から153メートルの点 エ 甲から乙を見通した線から右に10度の線上 甲から152メートルの点 オ 乙から甲を見通した線から左に3度の線上 乙から334メートルの点 カ 乙から甲を見通した線から左に55度50分 の線上乙から52メートルの点 キ 乙から甲を見通した線から左に145度50分 の線上乙から115メートルの点 ク 乙から甲を見通した線から左に134度20分 の線上乙から134メートルの点 ケ 乙から甲を見通した線から左に150度20分 の線上乙から254メートルの点 コ 丙から乙を見通した線から左に35度10分 の線上丙から217メートルの点 サ 丙から乙を見通した線から左に106度40分 の線上丙から368メートルの点 シ 丙から乙を見通した線から左に101度50分 の線上丙から371メートルの点 ス 丙から乙を見通した線から左に59度の線上 丙から256メートルの点 セ 丙から乙を見通した線から左に22度20分 の線上丙から342メートルの点 ソ 乙から甲を見通した線から左に139度40分 の線上乙から282メートルの点 タ 乙から甲を見通した線から左に29度線上乙 から242メートルの点 チ 乙から甲を見通した線から左に15度10分 の線上乙から253メートルの点 アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、</p>	<p>ケコ、コサ、サシ、シス、スセ、セソ、ソタ、タチ及び チアを結ぶ17直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期 漁業の種類 漁業の時期 第一種区画漁業 藻 10月1日から翌年5月31日まで 類養殖業</p> <p>(3) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権</p> <p>(4) 関係地区 四万十市のうち水戸、下田、鍋島及び竹島</p> <p>(5) 条件 次の区域においては、船舶の航行を妨げてはならない。 点の位置 基点甲 四万十市下田導流堤四万十川左岸国土交通省 400メートル距離標 基点乙 四万十市下田導流堤四万十川左岸国土交通省 1,200メートル距離標 ア 甲から乙を見通した線から右に155度20分 の線上甲から182メートルの点 イ 甲から乙を見通した線から右に154度10分 の線上甲から141メートルの点 ウ 甲から乙を見通した線から右に144度30分 の線上甲から129メートルの点 アイ、イウ及びウアを結ぶ3直線により囲まれた区域</p> <p>5 公示番号 内区第105号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域 ア 漁場の位置 四万十市下田四万十川左岸導流堤西側地 先 イ 漁場の区域 点の位置 基点甲 四万十市下田導流堤四万十川左岸国土交通 省1,600メートル距離標 基点乙 四万十市下田導流堤四万十川左岸国土交通 省2,000メートル距離標 ア 甲から乙を見通した線から左に90度14分 の線上甲から191メートルの点 イ 甲から乙を見通した線から左に85度46分 の線上甲から107メートルの点 ウ 甲から乙を見通した線から左に147度2分 の線上甲から168メートルの点 エ 甲から乙を見通した線から左に130度26分 の線上甲から231メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれ た区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期</p>
--	--	---

漁業の種類 漁業の時期
 第一種区画漁業 藻 10月1日から翌年5月31日まで
 類養殖業

(3) 個別漁業権又は団体漁業権の別
 個別漁業権

(4) 関係地区
 四万十市のうち間崎、津蔵淵、水戸、下田、鍋島及び竹島

(5) 条件
 なし

6 公示番号 内区第106号

(1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 四万十市下田大島東側地先
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 四万十市下田導流堤四万十川左岸国土交通省1,600メートル距離標
 基点乙 四万十市下田導流堤四万十川左岸国土交通省2,000メートル距離標
 ア 甲から乙を見通した線から左に70度12分の線上甲から541メートルの点
 イ 甲から乙を見通した線から左に63度44分の線上甲から479メートルの点
 ウ 甲から乙を見通した線から左に79度28分の線上甲から386メートルの点
 エ 甲から乙を見通した線から左に84度46分の線上甲から461メートルの点
 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第一種区画漁業 藻 10月1日から翌年5月31日まで
 類養殖業

(3) 個別漁業権又は団体漁業権の別
 個別漁業権

(4) 関係地区
 四万十市のうち間崎、津蔵淵、水戸、下田、鍋島及び竹島

(5) 条件
 なし

第2 内水面漁場管理委員会の意見の概要及び当該意見の処理の結果
 高知県水産振興部漁業管理課に備え置いて一般の縦覧に供する。

第3 漁場の図面

高知県水産振興部漁業管理課に備え置いて一般の縦覧に供する。

第4 漁業の免許予定日
 令和5年9月1日

第5 漁業の免許申請期間
 令和5年6月5日から同年7月19日まで

第6 類似漁業権以外の漁業権
 なし

高知県告示第313号
 漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、遊漁規則の一部変更を令和5年5月11日に次のとおり認可した。
 令和5年5月31日

高知県知事 濱田 省司

奈半利川淡水漁業協同組合 内共第504号 第五種共同漁業権
 遊漁規則

(1) 漁業権者の名称及び住所
 奈半利川淡水漁業協同組合 安芸郡奈半利町字ナカズ後乙1419番地10

(2) 漁業権の免許番号
 内共第504号

(3) 遊漁規則の変更の内容
 第4条第2項の表中「田野井せき」を「田野ぜき」に、

奈半利川の長山橋から上流の区域並びに同川支流西谷川及び奈半利川支流野川川の区域

を「

奈半利川の長山橋上流端から上流の区域並びに同川支流野川川及び奈半利川支流西谷川の区域。ただし、奈半利川支流小川川のメガネ橋から弘瀬の堰までの区域を除く。

」

に改める。
 附則として次のように加える。

この規則は、令和5年6月1日から施行する。
 (4) 変更後の遊漁規則の施行の日
 令和5年6月1日